

予約サポート時の持ち物チェック

確定申告に必要な主な書類等を下記にまとめましたのでサポート時にご持参下さい。

<input type="checkbox"/> 確定申告期指導予約確認票(ハガキ)	<input type="checkbox"/> 健康保険組合が発行した「医療費のお知らせ」
<input type="checkbox"/> R4年分確定申告書・決算書の下書き	<input type="checkbox"/> 国民年金保険料控除証明書
<input type="checkbox"/> R2、R3年分の確定申告書、決算書控え	<input type="checkbox"/> 健康保険、介護保険の納付金額の分かるもの
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード(ご家族分は番号の分かるもの) ※マイナンバーカードがない方は通知カードと身分証明書	<input type="checkbox"/> 小規模企業共済掛金証明書
<input type="checkbox"/> 予定納税の分かる書類	<input type="checkbox"/> 生命保険・地震保険の控除証明書
<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書(金額を記入しておいて下さい)	<input type="checkbox"/> 寄付金の領収書・証明書(ふるさと納税含む)

注意事項

～消費税インボイス制度について～

消費税インボイス制度は令和5年10月1日スタート。
登録申請手続は令和5年3月31日まで。(10月1日から開始の場合)

確定申告予約サポートを円滑に行うため、
確定申告期間中のインボイス制度についてのご相談は行っておりません。
恐れ入りますが、インボイス制度のご相談は確定申告期終了後に改めてお願い致します。

- ・インボイス制度は、現在消費税の申告をされていない免税事業者でも無関係ではありません。
- ・来年10月1日からは、取引先(支払先)から交付を受けた請求書や領収書にインボイス番号の記載がない取引については、消費税を申告する際に預かった消費税から差し引くことができなくなり、その分納める消費税が高くなります。(6年間は経過措置があります。)
- ・上記の理由から、取引先(売上先)からインボイス番号を記載した請求書や領収書を求められる可能性があります。※不動産貸付の方も店舗や事務所、駐車場を貸している方は注意が必要です。
- ・登録番号を取得するために適格請求書発行事業者に登録申請することは任意ですが、登録をすると課税事業者となり、課税売上が1,000万円以下でも消費税を申告しなくてはなりません。

～医療費控除を適用される方へ～

【医療費控除】医療費の明細や通知書の提出が必要です。(領収書は提出できません。)
医療費の明細書に人ごと、病院(薬局)ごとの合計金額を記載し提出する必要があります。
医療保険者が発行する医療費の通知書を添付することにより明細書への記載を省略できます。
会報に同封された「医療費控除の明細書」に人ごと、病院(薬局)ごとの一年間の合計金額を記載し、予約サポート時にお持ちください。(領収書5年間保管)
【領収書の計算はご自宅で!!予約サポート時間の短縮にご協力願います。】

青色決算書と確定申告書の下書き用紙について

今月号の会報に「青色決算書」「確定申告書」「医療費控除の明細書」の下書き用紙を同封させていただきますので、ご確認の上必要となる用紙をご利用下さい。

— 同封用紙 —

- ①所得稅青色申告決算書(一般用)**【カラー】**
- ②所得稅青色申告決算書(不動産用)**【白黒】**
- ③所得稅の確定申告書
- ④医療費控除の明細書(提出用に使えます)

※今回配布した用紙は下書用です。
12月中の税務署への提出はできません。

※決算書は「一般用」と「不動産用」両方を同封しています。必要な決算書のみご利用下さい。

令和4年分

確定申告期のサポートについて

確定申告期の予約サポートを受けられる方は
この冊子を必ずご確認ください。

- ・事務局からのお願い・新型コロナウイルス感染防止について・・・P1
- ・確定申告期予約サポートについて・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- ・ // ・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- ・予約サポート時の持ち物チェック・注意事項 ・・・・・・・P4
- ・青色決算書と確定申告書の下書き用紙について・・・・・・・P4

事務局からのお願い

- ◎確定申告期サポートご利用時には、必ず**売上や経費等の科目ごとの集計(会計ソフトの場合は入力)を事前に行ったうえで**お越しください。
- ◎土地や建物等を売却された方は**事前に税務署で譲渡の内訳書を作成**願います。
※予約サポート時の詳しい注意事項は2ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染防止について

【ご来局の際のお願い】

- マスクの着用をお願いします。**
・感染防止のため、入場からお帰りの際までマスクの着用をお願いします。
- 入場時に検温・手指の消毒をお願いします。**
・入場時に検温及び手指の消毒をお願いします。
・体温が**37.5℃以上の方は入場をお断り**させていただきます。
- 咳・発熱があるなど、体調のすぐれない方はご来局をお控え下さい。**
・体調がすぐれない場合は予約をキャンセルし回復後に改めて予約をお取りください。
・ご家族など周りに濃厚接触者がいる場合は回復後に改めて予約をお取りください。
- 待合室が満席の場合は外でお待ち頂く場合があります。**
・混雑緩和のため、なるべく少人数でご来局願います。
・早すぎる来局を避け、なるべく予約時間にご来局願います。三密回避にご協力願います。

※事務局内で感染者・濃厚接触者が発生した場合は、一時的に事務局を閉鎖する可能性があります。その際は予約の変更等をお願いする場合がございますので、何卒ご了承願います。

※感染拡大によりご来局に不安をお持ちの方は、メールや郵便等での対応を検討致しますので事務局までご相談ください。



一般社団法人 荏原青色申告会

〒142-0054 東京都品川区西中延1-2-4 TEL 03-3783-3494 FAX 03-3786-4955

確定申告期予約サポートについて

【予約について】

当会は確定申告期のサポート業務を下記の通り**完全予約制**にて実施致します。

■令和4年分確定申告の提出期限

・所得税の確定申告：令和5年3月15日(水) ・消費税の確定申告：令和5年3月31日(金)

■予約サポート期間

令和5年1月23日(月)～令和5年3月15日(水)

- ・日曜日、祝日休み。土曜日は2月4日、18日、25日、3月4日の午前中のみ営業。
- ・昨年の確定申告期に今年度の予約希望日を提出して頂いた方には、予約日が記載された「予約ハガキ」を12月下旬～1月上旬までに発送いたします。
- ・まだ**今年度の予約希望日を提出されていない方は、お電話にて予約をお取りください。**

【サポート時の注意点】

重要!

■サポート時間について(1時間以内を目的)

- ・皆様が予定通りにサポートを受けられるよう、**サポート時間は1時間以内**とさせていただきます。
- ・あきらかに1時間で終わらない場合は再度予約をお取り頂きますのでご了承ください。
- ・なるべく1回で終了できるよう、売上や経費について帳簿を元に項目ごとの集計を行ってからお越しください。(予め決算書の下書き用紙に金額を記入しておいてください。)

■待ち時間について

- ・一時間単位の予約制とさせて頂いており、なるべく指定した時間に開始できるよう努めてまいります。対応する職員の人数や、相談の進み具合により、**予定の時間に開始できない場合があります**ことを何卒ご了承ください。

■職員の指名について

- ・原則職員の指名は行っておりませんが、前回からの続きや相談内容を把握しているなどの理由で指名される場合は**順番が前後したり、お待ち頂く**ことがあることをご了承ください。

■会計ソフトをご利用の方へ

- ・会計ソフトの**入力方法など使い方についてのサポートはこの時期にはできません**のでご了承ください。(売上や経費の入力を済ませてからお越し願います。)
- ・完成に時間が掛かる方は、早めに疑問点等を解消しておきましょう。

重要!

■土地建物等の売却をされた方へ

- ・譲渡につきましては、税務署への確認が必要になります。**今年度よりご自身で税務署の確認が必要**になりますので、事前に署の相談会場で譲渡の内訳書の作成を行ってください。
- ・事前に署での作成が終わっていない場合は、**署での確認をお願いすることになりますので、1日で完了しない可能性**がありますことを何卒ご了承ください。

■予約サポート時の相談内容について

- ・相談時間の制限のある中多くの会員の皆様がお来局されますので、この期間は決算書、申告書の作成のみとなります。円滑な運営に何卒ご協力をお願いします。
- 【この期間に対応できない主な内容】
記帳の仕方、会計ソフトの使い方、年末調整(提出期限の1月20日までをお願いします。)
インボイス制度についての相談、各種届出書作成等

■新型コロナウイルス関連、主な給付金等の取扱い

- ・東京都感染拡大防止協力金、事業復活支援金、雇用調整助成金等、コロナ関連の給付金は**雑収入として売上に計上**願います。**消費税の申告時は「不課税」扱い**で計算に含めません。

【確定申告書の提出方法】

当会では、確定申告書の提出を、原則各自で行っていただいております。ただし、e-Tax(電子申告)で提出される場合は事務局から送信することになります。下記二通りどちらの方法で提出されるのかを当日までに決めておいて下さい。

【注意】**消費税の確定申告書は紙提出のみ**です。**事務局で消費税のe-Tax送信は出来ません。**

■紙で提出(所得税・消費税共通)

- ・提出書類一式を事務局でプリントアウトいたしますので、添付書類とともに納税地を管轄する税務署にご自身で提出願います。

■e-Tax(電子申告)で提出(所得税のみ)

- ・マイナンバーカードを利用した本人送信と派遣税理士による代理送信があります。
- ・昨年度から青色申告特別控除65万円が55万円に減額されましたが、e-Taxで送信することにより65万円控除を維持できますので、65万円控除希望の方は下記どちらかの方法で提出してください。(10万円控除の方もe-Tax送信できますが控除の増額はありませぬ。)
- ・**マイナンバーカードをお持ちでない方は必ず2月末まで送信**できるよう準備願います。

	本人送信(所得税のみ)	代理送信(所得税のみ)
受付期間	1月23日(月)～3月15日(水)※土日祝除く	2月6日(月)～2月28日(火)※土日祝除く
マイナンバーカード	必要	必要無し
送信者	本人(送信の補助あり)	派遣税理士
完了までの日数	原則当日完了(状況により後日の可能性有)	原則2日間(送信日にもう一度来局)
提出までの流れ	①予約サポートで提出書類作成完了 ② 当日送信 (送信補助あり)後控えの受取り ③ 添付書類はご自身で税務署に提出	①予約サポートで提出書類作成完了 ②代理送信日を予約 ③ 予約日に再度来局 し送信後控えの受取り
添付書類	ご自身で税務署に提出	事務局でお預かりして纏めて提出
注意点	・マイナンバー登録時のパスワードが必要	・ 荏原税務署提出分のみ ・ 譲渡がある方は送信不可

【納税について】

所得税、消費税の納税方法・納付期限は下記の2通りです。必ずご確認をお願いします。

- ①**納付書で納付**……◇**所得税:3月15日(水)** ◇**消費税:3月31日(金)**
- ②**振替納税** ……◇**所得税:4月24日(月)** ◇**消費税:4月27日(木)**

※納付書で納付か振替納税かどうかは必ずご本人で把握してください。

【消費税について】

下記のどちらかに該当する方は、**令和4年分の消費税の確定申告が必要**となります。必ず2年前の売上をご確認を頂き、該当する場合はサポート時にお伝えください。

- ①**令和2年分(2年前)の課税売上高(※)が1,000万円を超えている。**
- ②令和3年1月～6月の課税売上高(※)及び給与支払総額がいずれも1,000万円を超えている。
※課税売上高…消費税がかかる売上。住宅貸付や国や都の給付金等は消費税がかかりません。